

**秋田県及び横手市における生活排水処理事業の  
運営に係る連携協約書**

## 秋田県及び横手市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約

秋田県（以下「甲」という。）及び横手市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、以下のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第 1 条 この連携協約は、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持するため、甲及び乙の協働により、連携して生活排水処理事業に関する事務を処理することを目的とする。

### （連携する事務の範囲）

第 2 条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事務について相互に連携する。

- (1) 経営戦略やストックマネジメント計画等の策定に関する事務
- (2) 設計積算、工事監督等に関する事務
- (3) 技術研鑽のための研修等に関する事務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、甲及び乙の連携が必要となる事務

### （基本方針）

第 3 条 甲及び乙は、前条に定める事務について連携を図るため、広域的に自治体の事務を補完する官民出資会社（以下「広域補完組織」という。）を設立し、生活排水処理事業の持続的な事業運営に向けた取組を推進する。

### （役割分担）

第 4 条 広域補完組織の設立・運営に係る事務の内容並びに甲及び乙の連携に関する役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

### （経費の負担）

第 5 条 連携して甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度、その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定める。

### （協議）

第 6 条 甲及び乙は、連携する事務についての調整や、広域補完組織の運営に係る情報を共有するため、定期的に協議を行う。

### （連携協約の変更及び廃止）

第 7 条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙が協議して行うものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定により、その例によるとされる同条第 3 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

### （疑義の決定等）

第 8 条 この連携協約に関し疑義のあるとき、又はこの連携協約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

### 附 則

この連携協約は、令和 5 年 3 月 24 日から効力を生じるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 24 日

（甲）秋田県

代表者 秋田県知事

佐竹敬久  
秋田県知事

（乙）横手市

代表者 横手市長

鳥飼大輔  
横手市長

別表（第4条関係）

取組分野	内容	役割分担	
		甲	乙
連携に関する事務を執行する広域補完組織の設立及び運営による事業運営の効率化	広域補完組織の設立について	<p>1 乙と連携し、広域補完組織の設立に関する事項を取りまとめるとともに、広域補完組織に出資して協働で事業を実施する民間事業者（以下「パートナー事業者」という。）の公募及び選定に関する事務を総括する。</p> <p>2 乙と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。</p>	<p>1 広域補完組織の設立や、パートナー事業者の公募に関する事項について、甲と協力して検討を行う。</p> <p>2 甲と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。</p>
	広域補完組織の運営について	<p>1 広域補完組織の役員及び社員の派遣について、乙と調整を図る。乙との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。</p> <p>2 乙との協議により、乙が必要とする支援や経費を取りまとめ、甲が管理する施設に関する業務と合わせて、広域補完組織に一括して発注する。</p>	<p>1 広域補完組織の役員及び社員の派遣について、甲と調整を図る。甲との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。</p> <p>2 広域補完組織に依頼する業務について、甲と協議を行う。</p>
	広域補完組織の評価について	1 乙と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。	1 甲と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。